

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称：

製品名称：ボディ虫取りクリーナー

製品番号 (SDS NO)：INSECT_REMOVER-1

推奨用途及び使用上の制限

推奨用途：自動車用

供給者情報詳細

供給者：株式会社 本荘興産

住所：〒711-0934 岡山県倉敷市児島塩生 2764

電話番号：086-475-0950 FAX：086-475-0952

2. 危険有害性の要約

製品のGHS分類、ラベル要素

GHS分類

健康に対する有害性

皮膚腐食性及び刺激性：区分 1

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性：区分 1

皮膚感作性：区分 1

特定標的臓器毒性（単回ばく露）：区分 2

特定標的臓器毒性（反復ばく露）：区分 2

環境有害性

水生環境有害性（急性）：区分 3

（注）記載なきGHS分類区分：該当せず/分類対象外/区分外/分類できない

GHSラベル要素

注意喚起語：危険

危険有害性情報

重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷

重篤な眼の損傷

アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

臓器の障害のおそれ

長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ

水生生物に有害

注意書き

安全対策

環境への放出を避けること。

ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。

取扱い後は汚染箇所をよく洗うこと。

保護手袋を着用すること。

汚染された作業衣は作業場から出さないこと。

保護手袋、保護衣又は保護面を着用すること。
保護眼鏡/保護面を着用すること。
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

応急措置

特別な処置が必要である。
気分が悪いときは、医師の診断/手当てを受けること。
直ちに医師に連絡すること。
吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
皮膚に付着した場合：多量の水と石けん（鹸）で洗うこと。
皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水/シャワーで洗うこと。

皮膚刺激又は発しん（疹）が生じた場合：医師の診断/手当てを受けること。
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。

貯蔵

施錠して保管すること。

廃棄

内容物/容器を地方/国の規則に従って廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

混合物/単一化学物質の選択：

混合物

成分名	CAS No.	含有量 (%)	化審法番号
2-アミノエタノール	141-43-5	< 9	2-301
クメンスルホン酸ナトリウム	15763-76-5	< 6	3-3875
水酸化ナトリウム	1310-73-2	< 1	1-410

注記：これらの値は、製品規格値ではありません。

記載なき成分は日本公表危険物質リスト (NITE 平成29年度) に該当しません。

危険有害成分

安衛法「表示すべき有害物」該当成分

2-アミノエタノール，水酸化ナトリウム

安衛法「通知すべき有害物」該当成分

2-アミノエタノール，水酸化ナトリウム

化管法「指定化学物質」該当成分

2-アミノエタノール

4. 応急措置

応急措置の記述

一般的な措置

医学的な助言が必要なときには、製品容器やラベル、SDSを持っていくこと。

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

被災者を温め、安静にする。

気分が悪いときは医師に連絡すること。

皮膚(又は髪)に付着した場合

直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水/シャワーで洗うこと。

多量の水と石けん(鹼)で洗うこと。

皮膚刺激又は発しん(疹)が生じた場合：医師の診断/手当てを受けること。

眼に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。

その後

も洗浄を続けること。

眼の刺激が続く場合：医師の診断/手当てを受けること。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。

意識のある場合はコップ1 - 2杯の水を飲ませる。

直ちに医師に連絡すること。

中和剤を与えてはならない。

急性症状及び遅延性症状の最も重要な徴候症状

吸入した場合：上気道刺激

皮膚に付着した場合：皮膚腐食、刺激

眼に入った場合：眼に対する重篤な損傷、刺激

飲み込んだ場合：重篤な粘膜刺激

医師に対する特別な注意事項

特別な処置が必要である。

5. 火災時の措置

消火剤

適切な消火剤

火災の場合は霧状水、泡、粉末、炭酸ガスを使用すること。

この製品自体は燃焼しない。

不適切な消火剤

噴流水を消火に用いてはならない。

消火を行う者への勧告

特有の消火方法

関係者以外は安全な場所に退去させる。

霧状水により容器を冷却する。

安全に対処できるならば容器を火災危険区域から移動すること。

消火を行う者の保護

保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

消火作業従事者は全面型陽圧の自給式呼吸保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- 関係者以外は近づけない。
- 回収が終わるまで十分な換気を行う。
- 適切な保護具を着用する。
- 漏出物の眼や皮膚への接触を避けること。

環境に対する注意事項

- 漏れ出した物質の下水、排水溝、低地への流出を防止する。
- 下水、排水中に流してはならない。
- 河川等に流出した場合は、管轄機関に連絡をする。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

- 不活性の物質（乾燥砂、土など）に吸収させて、容器に回収する。
- 多量に流出した場合、盛土で囲ってのち処理する。
- 回収物はラベルを貼って密閉容器に保管する。

二次災害の防止策

- 汚染個所を水で洗い流す。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

(取扱者のばく露防止)

- ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。

注意事項

- 皮膚に触れないようにする。
- 眼に入らないようにする。
- 水以外の化学物質と混合しないこと。

安全取扱注意事項

- 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
- 保護手袋、保護衣又は保護面を着用すること。
- 保護手袋を着用すること。
- 保護眼鏡/保護面を着用すること。
- 皮膚アレルギーまたは呼吸器アレルギーのある者はこの製品を取り扱わないこと。

配合禁忌等、安全な保管条件

適切な保管条件

- 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。
- 乾燥した場所に保管すること。
- 涼しいところに置き、日光から遮断すること。
- 上限保存温度 : 35℃
- 下限保存温度 : 5℃
- 施錠して保管すること。
- 保管場所の床には洗浄可能な耐アルカリ性の材質を使用すること。
- 乳幼児の手の届かないところに保管すること。

避けるべき保管条件

- 高温と着火源(裸火、火花など)を避けること。

容器包装材料

- 他の容器に移し替えないこと。

8. ばく露防止及び保護措置

管理指標

管理濃度データなし

許容濃度

- (水酸化ナトリウム)
日本産衛学会(1978) (最大値) 2mg/m³
- (2-アミノエタノール)
日本産衛学会(1965) 3ppm; 7.5mg/m³
- (水酸化ナトリウム)
ACGIH(1992) STEL: 上限値 2mg/m³ (上気道, 眼及び皮膚刺激)
- (2-アミノエタノール)
ACGIH(1985) TWA: 3ppm;
STEL: 6ppm (眼及び皮膚刺激)

ばく露防止

設備対策

- 適切な換気のある場所で取扱う。
- 洗眼設備を設ける。
- 手洗い/洗顔設備を設ける。

保護具

呼吸用保護具

換気が不十分な場合、呼吸用保護具を着用すること。

手の保護具

保護手袋を着用する。推奨材質：非浸透性もしくは耐化学品ゴム

眼の保護具

側面シールド付安全メガネまたは化学品用ゴーグルを着用する。

皮膚及び身体の保護具

保護衣を着用する。

衛生対策

眼、皮膚、衣類につけないこと。

取扱い後は汚染箇所をよく洗うこと。

この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

汚染された作業衣は作業場から出さないこと。

汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

取扱い後はよく手を洗う。

休憩、終業時はうがいする。

9. 物理的及び化学的性質

基本的な物理的及び化学的性質に関する情報

物理的状態

形状：液体

色：黄褐色

pH：14 ± 1

比重/密度：1.050 ± 0.020 g/cm³

溶解度

水に対する溶解度：溶ける

その他の情報

屈折率：18 ± 5 (Brix%)

10. 安定性及び反応性

化学的安定性

通常の保管条件/取扱い条件において安定である。

危険有害反応可能性

酸と激しく反応するおそれがある(発熱反応)。

避けるべき条件

高温と直射日光を避けること。

混触危険物質

酸、強酸化性物質

11. 有害性情報

毒性学的影響に関する情報

急性毒性

急性毒性（経口）

[日本公表根拠データ]

(2-アミノエタノール)

rat LD50=500-20000mg/kg (NITE初期リスク評価書, 2008)

急性毒性 (経皮)

[日本公表根拠データ]

(2-アミノエタノール)

rabbit LD50=1018mg/kg (PATTY 6th, 2012)

労働基準法：疾病化学物質

水酸化ナトリウム

局所効果

皮膚腐食性・刺激性

[日本公表根拠データ]

(水酸化ナトリウム)

ブタ/ラビット 重度の壊死 (ACGIH 7th, 2001 et al)

(2-アミノエタノール)

ラビット 壊死 (NITE初期リスク評価書, 2008)

眼に対する重篤な損傷・刺激性

[日本公表根拠データ]

(水酸化ナトリウム)

ラビット 腐食性 (SIDS, 2009)

(2-アミノエタノール)

ラビット 重度の刺激性 (NITE初期リスク評価書, 2008)

感作性

皮膚感作性

[日本公表根拠データ]

(2-アミノエタノール)

cat. 1; NITE初期リスク評価書, 2008

生殖細胞変異原性データなし

発がん性データなし

催奇形性データなし

生殖毒性データなし

短期ばく露による即時影響、長期ばく露による遅延/慢性影響

特定標的臓器毒性

特定標的臓器毒性 (単回ばく露)

[区分1]

[日本公表根拠データ]

(2-アミノエタノール)

中枢神経系、呼吸器、肝臓 (環境省リスク評価第9巻, 2011)

(水酸化ナトリウム)

呼吸器系 (PATTY 5th, 2001)

[区分3(麻酔作用)]

[日本公表根拠データ]

(2-アミノエタノール)

麻酔作用 (環境省リスク評価第9巻, 2011)

特定標的臓器毒性（反復ばく露）

[区分1]

[日本公表根拠データ]

(2-アミノエタノール)

中枢神経系（環境省リスク評価第9巻，2011）

[区分2]

[日本公表根拠データ]

(2-アミノエタノール)

呼吸器（PATY 6th，2012）

吸引性呼吸器有害性データなし

12. 環境影響情報

生態毒性

水生毒性

水生生物に有害

水生毒性（急性）成分データ

[日本公表根拠データ]

(水酸化ナトリウム)

甲殻類（ネコゼミジンコ属）LC50=40.4mg/L/48hr（SIDS，2004）

(2-アミノエタノール)

藻類（セテナストラム）ErC50=2.5mg/L/72hr（環境省，1996）

水溶解度

(水酸化ナトリウム)

109 g/100 ml (20℃) (ICSC, 2010)

(2-アミノエタノール)

非常によく溶ける (ICSC, 2002)

残留性・分解性

(2-アミノエタノール)

BODによる分解度：83%（既存点検）

生体蓄積性

(2-アミノエタノール)

log Pow=-1.31 (PHYSPROP DB, 2005)

土壤中の移動性データなし

オゾン層破壊物質データなし

13. 廃棄上の注意

廃棄物の処理方法

環境への放出を避けること。

内容物/容器を地方/国の規則に従って廃棄すること。

下水、地中、水中への廃棄を行ってはならない。

他の液体廃棄物と混合しないこと。

一般廃棄物と同じ場所に保管しないこと。

汚染容器及び包装

内容物を完全に使い切ること。
使用後の容器を水で数回すすいでから廃棄すること。

14. 輸送上の注意

国連番号、国連分類

国連番号 : 1719
正式輸送名 :
力性アルカリ類、液体、N.O.S.
分類または区分 : 8
容器等級 : III
指針番号 : 154
特別規定番号 : 223; 274

IMDG Code (国際海上危険物規程)

国連番号 : 1719
正式輸送名 :
力性アルカリ類、液体、N.O.S.
分類または区分 : 8
容器等級 : III
特別規定番号 : 223; 274

IATA 航空危険物規則書

国連番号 : 1719
正式輸送名 :
力性アルカリ類、液体、N.O.S.
分類または区分 : 8
危険性ラベル : Corrosive
容器等級 : III
特別規定番号 : A3; A803

環境有害性

MARPOL条約附属書III - 個品有害物質による汚染防止

海洋汚染物質 (該当/非該当) : 非該当

バルク輸送におけるMARPOL条約附属書II 改訂有害液体物質及びIBCコード

有害液体物質 (Y類)

2-アミノエタノール; 水酸化ナトリウム

15. 適用法令

当該製品に特有の安全、健康及び環境に関する規則/法令
毒物及び劇物取締法に該当しない。

労働安全衛生法

特化則に該当しない製品

有機溶剤等に該当しない製品

名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物

名称表示危険/有害物

2-アミノエタノール(別表第9の21); 水酸化ナトリウム(別表第9の319)

名称通知危険/有害物

2-アミノエタノール(別表第9の21); 水酸化ナトリウム(別表第9の319)

化学物質管理促進 (PRTR) 法

第1種指定化学物質

2-アミノエタノール (9.0%) (1-020)

消防法に該当しない。

化審法

優先評価化学物質

2-アミノエタノール (政令番号107 人健康影響/生態影響)

船舶安全法

腐食性物質 分類8

航空法

腐食性物質 分類8

水質汚濁防止法

指定物質

水酸化ナトリウム

法令番号 6

16. その他の情報

参考文献

Globally Harmonized System of classification and labelling of chemicals, (5th ed., 2013), UN

Recommendations on the TRANSPORT OF DANGEROUS GOODS 20th edit., 2017 UN IMDG Code, 2018 Edition (Incorporating Amendment 39-18)

IATA 航空危険物規則書 第60版 (2019年)

Classification, labelling and packaging of substances and mixtures (table3-1 ECNO6182012)

2016 EMERGENCY RESPONSE GUIDEBOOK (US DOT)

2018 TLVs and BEIs. (ACGIH)

<http://monographs.iarc.fr/ENG/Classification/index.php>

JIS Z 7253 (2012年)

JIS Z 7252 (2014年)

2018 許容濃度等の勧告 (日本産業衛生学会)

Supplier's data/information

GESTIS-Stoffdatenbank

Pub Chem (OPEN CHEMISTRY DATABASE)

責任の限定について

本記載内容は、現時点で入手できる資料、情報データに基づいて作成しており、新しい知見によって改

訂される事があります。また、注意事項は通常の実施を対象としたものであって、特殊な取扱いの場合

には十分な安全対策を実施の上でご利用ください。

ここに記載したGHS分類区分の算定根拠は現時点における日本公表データ (NITE 平成29年度) です。